

市政を託す この一票

天理市長選挙

投票日 **10月20日(日)** 投票時間 **午前7時～午後8時**

私たちの代表者を選ぶ大切な市長選挙が10月20日に行われます。
あなたの一票が、私たちの生活にとって重要な問題を解決し、明るく住み
よい郷土をつくります。
市政を託す重要な選挙ですので、棄権することなく必ず投票しましょう。

投票できる人

今回の選挙に用いる選挙人名簿は、平成25年10月12日現在の名簿です。

◇年齢 平成5年10月21日以

前に生まれた人

◇住所 平成25年7月12日ま

で住民票が作成された人

または転入届をし、引き続き

住民基本台帳に記録されて

いる人

◇市内転居した人 平成25年

9月30日以降に市内で住所

を移した人は、前の住所地

の投票所で投票すること

になります。

期日前投票・不在者投票

投票日に仕事、旅行、用務

などで投票所へ行けない人、

そのほか法で定められた事由

に該当する人は、期日前投票

または不在者投票をすること

ができます。

1 期日前投票所での期日前

投票

期日前投票をすることが

できる期間などは、つぎの

とおりです。期日前投票を

する際には、選挙通知書の

裏面に必要事項を記入し、持参してください(選挙通

知書が届いていない場合でも、期日前投票所での旨

を申し出ていただくこと投票

できます)。

①期間 10月14日(月)から

10月19日(土)まで

②時間 午前8時30分から

午後8時まで

③場所 市役所1階 13

1会議室(東玄閣横)

2 選挙管理委員会事務局で

の不在者投票

選挙期日(10月20日)には

選挙権を有することとなる

が、選挙期日前には選挙権

を有していない人(例えば選

挙期日には20歳を迎えるが、

選挙期日前には未だ19歳の

人など)については、期日前

投票をすることはできません

んが、選挙管理委員会事務

局(市役所4階)に設置する

不在者投票記載所で不在者

投票をすることができます。

3 他の市町村での不在者投票

出張、旅行などで投票日

まで他の市町村に滞在する

場合は、選挙管理委員会へ

投票用紙を請求し、滞在地

の市町村の選挙管理委員会

で投票することができます。

※不在者投票用紙等交付請求

書は、市ホームページより

ダウンロードできます。

【天理市「暮らし」の「申

請書ダウンロード」】選

挙管理委員会事務局「不在

者投票用紙等交付請求書」

4 不在者投票指定施設での

投票

病院や老人ホームなどで、

不在者投票施設として指定

された施設に入院・入所し

ている人は、その施設で不

在者投票ができます。

5 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある

人(法令に定める一定の障害

の程度にある人に限る)は、

自宅などで郵便等による不

在者投票をすることができます。

この制度を利用する

には、あらかじめ「郵便等

投票証明書」の交付を受け、

投票日の4日前(10月16日)

までに投票用紙などを請求

しなければなりません。

なお、自ら投票の記載を

することができない人(法

令で定める一定の障害の程

度にある人に限る)は、あ

らかじめ選挙管理委員会に

届け出た人(選挙権を有す

る人に限る)に、投票に関

する代理記載をしてもらう

ことができます。

※詳しくは、選挙管理委員会

にお問い合わせください。